



県章

山形県公報

令和6年12月10日（火）

第561号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 山形県児童手当負担金交付規程の一部を改正する規程……………（子ども家庭福祉課）…1167
- 指定納付受託者の指定……………（県産品・貿易振興課）…1172
- 土地改良区の利用規程の変更の認可……………（村山総合支庁農村計画課）…同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………（同）…同
- 公共測量の終了の通知……………（県土利用政策課）…1173
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）…同

公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………（農業経営・所得向上推進課）…同
- 同……………（同）…1174
- 同……………（同）…1175
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…1176

告 示

山形県告示第841号

山形県児童手当負担金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年12月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県児童手当負担金交付規程の一部を改正する規程

山形県児童手当負担金交付規程（昭和50年1月県告示第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県児童手当交付金交付規程

第1条中「（法附則第2条の規定による給付（以下「特例給付」という。）を含む。）を削り、「第18条第1項及び第2項並びに第3項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）を「第18条第2項及び第3項」に、「負担金」を「交付金」に改める。

第2条の見出し中「負担金」を「交付金」に改め、同条中「負担金」を「交付金」に、「第18条第1項から第3項まで」を「第18条第2項及び第3項」に改める。

第3条の見出しを「（交付金交付申請）」に改め、同条中「負担金交付申請書」を「交付金交付申請書」に、「負担金の」を「交付金の」に改め、同条第1号中「児童手当負担金所要額調書」を「山形県児童手当交付金所要額調書」に改める。

第4条中「児童手当負担金支払状況調書」を「山形県児童手当交付金支払状況調書」に、「負担金の」を「交付金の」に、「児童手当負担金変更交付申請書」を「山形県児童手当交付金変更交付申請書」に改める。

第5条中「負担金」を「交付金」に、「法第8条第4項に規定する」を「次の各号に掲げる」に、「前月」を「分を当該各号に定める月の」に改め、同条に次の3号を加える。

- (1) 4月期及び6月期 4月
- (2) 8月期及び10月期 7月
- (3) 12月期及び翌年2月期 11月

第6条第1号中「児童手当負担金精算書」を「山形県児童手当交付金精算書」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

様式第1号

年度山形県児童手当交付金所要額調書

年度山形県児童手当交付金所要額調査書										市町村名			
各支払期別所要額													
				4月期及び6月期		8月期及び10月期		12月期及び2月期		合計			
				延児童数 ①	支払見込額 ②	延児童数 ③	支払見込額 ④	延児童数 ⑤	支払見込額 ⑥	延児童数 ⑦ (①+③+⑤)	支払見込額 ⑧ (②+④+⑥)	4月期 及び 6月期 ⑨ (②×負担割合)	8月期 及び 10月期 ⑩ (④×負担割合)
被 用 者	3歳以上	第1子 第2子 a	()	千円 ()	人 ()	千円 ()	人 ()	千円 ()	人 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()
		第3子以降 b											
			「被用者」計 c (a + b)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
非 被 用 者	3歳未満	第1子 第2子 d	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		第3子以降 e											
	3歳以上	第1子 第2子 f	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
第3子以降 g													
		「非被用者」計 h (d ～ g)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		合計 i (c + h)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(記載上の注意事項)

- 「各支払期別所要額」欄の「4月期及び6月期」、「8月期及び10月期」及び「12月期及び2月期」欄については、それぞれ対応する支払期月における支払見込額及びその算定基礎となる延児童数を記入すること。
- 児童手当法第3条第3項に規定する施設入所等児童に係る延児童数及び支払見込額については「第1子 第2子」欄に全て計上した上で、上段の()内に再掲で記入すること。
- 交付金所要額の算出に当たっては、a、b、d、e、f及びgの各区分ごとに算出することとし、また、各区分においても「4月期及び6月期」、「8月期及び10月期」及び「12月期及び2月期」ごとに金額を算出すること(1,000円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てること)。

様式第2号

年度山形県児童手当交付金支払状況調書

年度山形県児童手当交付金支払状況調書					市町村名				
		延児童数 ①	支払額 ②	過年度分 支払調整額 ③	過年度分 支払取消額 ④	交付金基本額 ⑤ (②+③-④)	交付金所要額 ⑥ (⑤×負担割合)	交付決定済額 ⑦	変更交付申請額 ⑧ (⑥-⑦)
被用者	第1子 第2子 ^a	() 人	() 円	円	円	円	円	円	円
	第3子以降 ^b								
	「被用者」計 ^c (a+b)	() ()	() ()						
非被用者	第1子 第2子 ^d	() ()	() ()						
	第3子以降 ^e								
	第1子 第2子 ^f	() ()	() ()						
	第3子以降 ^g								
	「非被用者」計 ^h (d~g)	() ()	() ()						
合計		() ()	() ()						
		i (c+h)							

(記載上の注意事項)

- 1 「延児童数」及び「支払額」欄には、当該年度における児童手当の支払額（３月中の支払見込額を含み、過年度分支払調整額及び支払取消に係る歳出入未済額は除く。）について、算定基礎となる延児童数と支払額を記入すること。
- 2 児童手当法第３条第３項に規定する施設入所等児童に係る延児童数及び支払額については「第１子 第２子」欄に全て計上した上で、上段の（ ）内に再掲で記入すること。
- 3 「過年度分支払取消額」欄には、当該年度において、過年度に支出した児童手当に係る児童手当法第14条の規定に基づく徴収金及び過誤払による返還金があった場合に、当該徴収金及び返還金の合計額を記入すること。
- 4 交付金所要額の算出に当たっては、a、b、d、e、f及びgの各区分ごとに算出することとし、1円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てること。

別記様式第3号中「年度児童手当負担金変更交付申請書」を「年度山形県児童手当交付金変更交付申請書」に、「標記負担金」を「標記交付金」に改める。

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号

年度山形県児童手当交付金精算書									
		延児童数	支払額	過年度分 支払調整額	過年度分 支払取消額	交付金基本額	市町村名	交付金受入済額	差引過不足額
		①	②	③	④	⑤ (②+③-④)	⑥ (⑤×負担割合)	⑦	⑧ (⑥-⑦)
被用者	3歳以上	() 人	() 円	円	円	円	円	円	円
	第1子 第2子	a							
	第3子以降	b							
	「被用者」計	c (a + b)	() ()						
非被用者	3歳未満	() ()	() ()						
	第1子 第2子	d							
	第3子以降	e							
	3歳以上	() ()	() ()						
非被用者	「非被用者」計	h (d ~ g)	() ()						
	合計	i (c + h)	() ()						

(記載上の注意事項)

- 1 「延児童数」及び「支払額」欄には、当該年度における児童手当の支払額（過年度分支払調整額及び支払取消に係る歳出入未済額は除く。）について、算定基礎となる延児童数と支払額を記入すること。
- 2 児童手当法第3条第3項に規定する施設入所等児童に係る延児童数及び支払額については「第1子 第2子」欄に全て計上した上で、上段の（ ）内に再掲で記入すること。
- 3 「過年度分支払取消額」欄には、当該年度において、過年度に支出した児童手当に係る児童手当法第14条の規定に基づく徴収金及び過誤払による返還金があった場合に、当該徴収金及び返還金の合計額を記入すること。
- 4 交付金所要額の算出に当たっては、a、b、d、e、f及びgの各区分ごとに算出することとし、1円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 6 年度分の交付金の概算払に係る改正後の第 5 条（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「11月」とあるのは、「1 月」とする。
- 3 改正後の別記様式第 2 号及び別記様式第 4 号の規定は、令和 6 年10月以降の月分の児童手当の支給に係る状況報告書及び実績報告書の提出について適用し、同年 9 月以前の月分の児童手当の支給に係る状況報告書及び実績報告書の提出については、なお従前の例による。

山形県告示第842号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の 2 の 3 第 1 項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和 6 年12月10 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
アマゾンジャパン合同会社
東京都目黒区下目黒一丁目 8 番 1 号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入
山形応援寄付金（アマゾンジャパン合同会社がインターネットを通じて提供する公金の支払に係るシステムを利用して納付されるものに限る。）
- 3 指定年月日
令和 6 年12月10 日

山形県告示第843号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の 2 第 3 項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

令和 6 年12月10 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
村山北部土地改良区
- 2 事務所の所在地
尾花沢市大字尾花沢字南原1601番 3
- 3 変更に係る管理規程の名称
鷹ノ巣頭首工管理規程、和合頭首工管理規程、西原頭首工管理規程及び細野頭首工管理規程
- 4 管理規程の変更の概要
水利使用規則の改正に伴い、規定を整理した。
- 5 認可年月日
令和 6 年12月 2 日

山形県告示第844号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和 6 年12月10 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業）	長 谷 川 地 区	令和 6 年11月25 日

山形県告示第845号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和 6 年12月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
天童市清池地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和 6 年 7 月10日から同年11月29日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第846号

次の開発行為は、完了した。

令和 6 年12月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和 6 年 6 月28日 指令村総建第149号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東根市大字野田字京新田168番 1、168番 8、168番30、168番35、174番 1、174番 3、174番 9、174番10
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
東根市一本木二丁目 4 番17号 株式会社小田島不動産

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第 1 項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和 6 年12月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
酒田市前川字前田284番	田	336
酒田市前川字前田285番	田	241
酒田市前川字前田286番	田	2, 409

- 2 申請に係る農地の利用の現況
耕作の事業に従事する者が不在である。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
農地法第41条第 2 項において読み替えて準用する同法第39条第 1 項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。
- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和 7 年 3 月	10年	238, 880円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和6年12月24日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和6年12月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
酒田市泥沢字大峯136番	畑	5,722

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和7年3月	5年	57,220円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和6年12月24日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和 6 年12月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
東田川郡庄内町千河原字野中255番 1	田	382
東田川郡庄内町千河原字野中256番	田	1,010
東田川郡庄内町千河原字野中257番	田	508

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和 7 年 2 月	5 年	95,000円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和 6 年12月24日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和 6 年12月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
東田川郡庄内町槇島字五里塚149番	田	972

東田川郡庄内町千河原字前野510番	田	511
東田川郡庄内町千河原字前野537番	田	1,854
東田川郡庄内町千河原字前野538番	田	3,003
東田川郡庄内町千河原字野中308番	田	2,986
東田川郡庄内町千河原字中割490番	田	3,885

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和7年2月	5年	660,550円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和6年12月24日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

ホ 意見の趣旨及びその理由

ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和6年12月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
東田川郡庄内町槇島字中台220番	田	3,014
東田川郡庄内町槇島字中台221番	田	4,125
東田川郡庄内町槇島字中台222番	田	4,076

東田川郡庄内町千河原字前野250番 4	田	562
東田川郡庄内町千河原字前野500番	田	409

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和 7 年 2 月	5 年	600,870円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和 6 年12月24日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

ホ 意見の趣旨及びその理由

ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

令和6年12月10日印刷
令和6年12月10日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県